



平成 25 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 KOA株式会社  
代表者名 代表取締役社長 花 形 忠 男  
(コード番号 6999 東証・名証第一部)  
問合せ先 取締役経営管理インシアティブ担当  
百 瀬 克 彦  
(電話番号 0265-70-7171)

### 臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 24 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成 25 年 8 月 8 日を基準日として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨のお知らせをいたしました。本日開催の取締役会において、本臨時株主総会開催日及び付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 本臨時株主総会の開催日時  
平成 25 年 9 月 27 日（金曜日）午前 10 時
2. 本臨時株主総会の開催場所  
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 14016 番地 KOA パインパーク内 会議室
3. 本臨時株主総会の付議議案  
第 1 号議案 監査役 2 名選任の件  
第 2 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

なお、第 1 号議案及び第 2 号議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

#### 4. 候補者の略歴

監査役及び補欠監査役の略歴は以下のとおりとなります。

##### (1) 監査役候補者

氏名	略歴
澤 良 一	昭和 60 年 4 月 鹿島興亜電工株式会社入社 平成 10 年 5 月 同社取締役総務センターゼネラルマネジャー 平成 17 年 6 月 同社代表取締役社長（現任）
重 宗 信 行	昭和 47 年 4 月 野村證券株式会社入社 平成 5 年 6 月 同社取締役 平成 9 年 5 月 同社常務取締役 平成 11 年 6 月 野村信託銀行株式会社取締役社長 平成 16 年 6 月 野村ホールディングス株式会社取締役（監査特命取締役） 平成 21 年 8 月 野村證券株式会社顧問退任 平成 22 年 4 月 タワー証券株式会社代表取締役社長 平成 25 年 6 月 同社代表取締役社長退任

##### (注)

1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 澤良一氏は、当社の 100%子会社である鹿島興亜電工株式会社の代表取締役社長を平成 25 年 9 月 20 日をもって退任する予定であります。
3. 重宗信行氏は、社外監査役候補者であります。
4. 重宗信行氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届出を行う予定であります。  
また、同氏は、当社主幹事証券会社である野村證券株式会社の出身ですが、当社並びに子会社及び関連会社と同社との間には、平成 16 年 6 月の当社子会社におけるファイナンシャルアドバイザー任命に係る取引以降、引受、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルティングその他の取引はなく、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 重宗信行氏を社外監査役候補者とした理由  
証券会社役員、社長等を歴任し、会社経営に関する深い知識と経験を有しており、その立場から当社の経営を監査していただくことを期待しております。
6. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、重宗信行氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、500 万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名	略歴
加久田 乾一	昭和 57 年 9 月 公認会計士登録 昭和 61 年 10 月 青山監査法人（後の中央青山監査法人）入所 平成 8 年 7 月 同監査法人代表社員 平成 12 年 6 月 中央青山監査法人代表社員退任 （青山監査法人は平成 12 年 4 月に中央監査法人と合併して中央青山監査法人となる。） 平成 12 年 7 月 アイピーオー総合研究所株式会社を設立、同社代表取締役（現任）

(注)

1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 加久田乾一氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として届出を行う予定であります。
3. 加久田乾一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由  
加久田乾一氏は、公認会計士の資格を有し、また現在会社経営にあたっているなど、会計及び会社経営に関する深い知識と経験を有しており、その立場から当社の経営を監査していただくことを期待しております。
4. 補欠の社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
加久田乾一氏が監査役に就任した場合は、社外監査役として当社との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、500 万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

以上